【学校感染症に罹患した場合の手続きについて

※「インフルエンザおよび新型コロナウイルス感染症」の場合と「その他の学校感染症」の場合の手続き方法が異なります。

インフルエンザおよび新型コロナウイルス感染症の場合

①速やかに保健室または学生課に連絡する。

保健室:０４７-３６０-９２８７　　学生課:０４７-３６０-９２１４

(平日９：００～１７：００)

②保健室で指示された期間(他者への感染の危険がなくなるまで)自宅療養をする。

③登校再開時に以下の手続きをする。

・罹患したことがわかる証明書類を保健室に提出する。

・欠席した授業科目分の欠席届を準備し必要事項を記入する。

(欠席届は教務課窓口向かいの記入台にあります)

・保健室で確認をした証明書類と欠席届を教務課に提出する。

※証明書類とは・・インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の特効薬が記載されいる明細書や薬の説明書(診断書でも可)

※抗原検査キットの画像も証明書類となりますが，**キットに検査日を記入し学生証と一緒に撮影している**ものに限ります。★詳細は罹患連絡の際に保健室に確認してください。

その他の学校感染症の場合

①速やかに保健室または学生課に連絡する。

保健室:０４７-３６０-９２８７　　学生課:０４７-３６０-９２１４

(平日９：００～１７：００)

②受診先の医師から出席停止を指示された期間(他者への感染の危険がなくなるまで)自宅療養をする。

③登校再開時に以下の手続きをする。

・**出席停止期間が明記**された診断書を保健室に提出する。

・欠席した授業科目分の欠席届を準備し必要事項を記入する。

(欠席届は教務課窓口向かいの記入台にあります)

・保健室で確認をした診断書と欠席届を教務課に提出する。